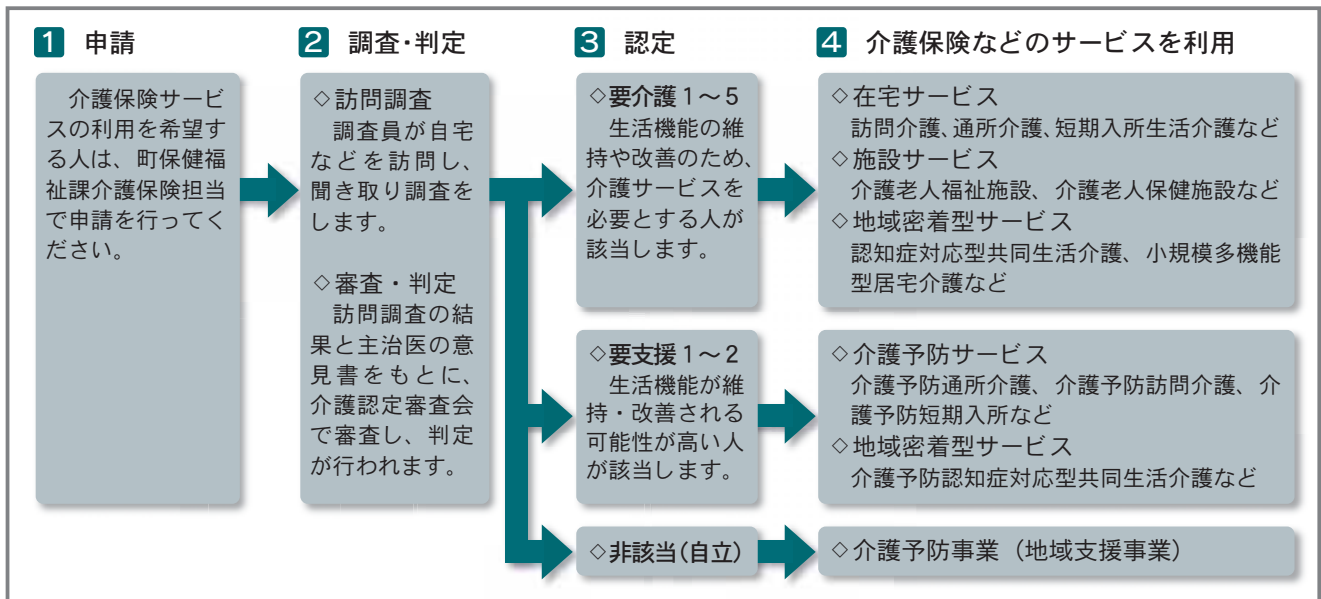


◆介護サービス利用までの手続きの流れ



地域包括支援センターをお気軽にご利用ください

地域包括支援センターは、地域の高齢者を総合的に支えるため下記の業務を行っています。介護保険に限らず、高齢者福祉サービスや生活支援など、さまざまな相談に応じます。お気軽にご利用ください。

◆問い合わせ 地域包括支援センター(☎82-3136)へ。

○高齢者の総合相談

介護保険に限らず、高齢者に関するさまざまな相談に対して支援を行います。

○介護予防ケアマネジメント

介護予防の対象となる方の予防プランの作成や介護支援事業などを行います。

○権利擁護支援

高齢者の人権や財産を守り、虐待などの早期発見、防止に努めます。

○包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域のケアマネージャーを後方から支援します。

分野を超えた支援を
地域で暮らす高齢者の皆さんをあらゆる面から総合的に支えるため、町保健福祉課内に設置されているのが「地域包括支援センター」です。高齢者に関する総合的な窓口であるとともに、地域全体のケア体制を調整し、効率的なサービスを提供するための役割を担っています。

地域密着型施設を整備
施設サービスについては、介護老人福祉施設をはじめとする居宅系サービスのニーズが依然として多く、また、ショートステイ、デイサービスの利用希望者も増加しており、希望どおりに利用できない場合もあります。

地域密着型サービス事業所とは

- ・小規模多機能型居宅介護事業所
デイサービスを中心として、要介護者の状態や希望に応じてショートステイや訪問介護を利用できる多機能型施設です。
- ・認知症対応型共同生活介護事業所
軽度の認知症の高齢者が、施設職員の介護を受けながら少人数単位で共同生活を行う施設。グループホームと呼ばれます。

保険料を見直しました
このような施設利用のニーズに対応するため、地域密着型サービスを提供する「小規模多機能型居宅介護事業所」や「認知症対応型共同生活介護事業所」の整備を進め、今後3年間で合わせて3施設を設置します。

介護保険制度は、介護が必要になった方が安心して生活を送れるよう、社会全体で支えていくというものです。

介護サービスを提供するために必要な費用は、1割を利用者に負担いただき、残りの9割は介護保険から給付されます。その保険給付の財源として、20%を町内の65歳以上の皆さん(第一号被保険者)の介護保険料で